

業 務 仕 様 書

1 目的

本業務にあたっては、建築基準法第12条第3項に基づく定期点検並びに保守点検業務である。

2 対象設備

- (1) ロープ式荷物用エレベーター(日立製作所 F-1500-2S45)
4 停止 1 台 美術棟
- (2) 油圧式荷物用エレベーター (日立製作所 HFU-3000-3S3)
4 停止 1 台 附属図書・芸術資料館
- (3) 油圧式乗用エレベーター (日立製作所 HPF-11-C045)
3 停止 1 台 芸術文化研究所
- (4) 油圧式乗用エレベーター (東芝 HPF750-C045-3)
3 停止 1 台 福利厚生棟
- (5) トラクション方式乗用エレベーター(日立製作所 UAR-9-2S45)
3 停止 1 台 一般教育棟
- (6) トラクション方式乗用エレベーター(日立製作所 UAR-9-2S45)
3 停止 1 台 音楽棟
- (7) トラクション方式乗用エレベーター(日立製作所 UAR-9-2S45)
3 停止 1 台 デザイン・中央棟
- (8) トラクション方式乗用エレベーター(日立製作所 UAR-9-2S45)
2 停止 1 台 工芸棟

3 実施期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

4 保守点検

- (1) 昇降機各部の定期点検を月1回以上行うこと。
- (2) 昇降機を正常かつ良好な運転状態に保つこと。
- (3) 故障連絡があった時は、速やかに対応すること。
- (4) 建築基準法第12条第3項に基づく定期検査(法定点検)を行う
- (5) 本仕様書に記載されていない事項については、「建築保全業務共通仕様書・平成30年度版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修」(以下「共通仕様書」という)による。

5 異常等の報告

この業務を遂行中に設備機器の異常を発見した場合や、経年劣化等による大規模な修繕、取替の必要を予見した場合には、直ちに沖縄県立芸術大学理事長に報告し、協議の上、適切な措置を講ずるものとする。

6 安全確保

業務実施においては、関係法令を遵守し、火災、危害等の防止に注意するとともに、危険を伴う業務の実施においては、十分に安全を確保しなければならない。

7 点検報告書

各月の業務を完了したときは、点検報告書を提出しなければならない。報告書の様式については協議の上、使用する。

8 機材等の負担

この業務の遂行に必要な計器、工具、機材等は原則として乙が負担するものとする。ただし、電力、用水等は無償で供与する。

9 業務の一部の再委託について

この業務の一部を乙が第三者に委託することは可能である。ただし、第三者に委託する場合において、第三者の本業務における行為は乙が直接指示を行い、全責任を負うものとし、第三者に委託するエレベータ及び委託業者を明記した再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。

10 業務の円滑な引継ぎ

令和7年3月31日まで委託している沖縄県エレベーター保守事業協同組合から円滑に業務を引き継ぎ、また、令和10年4月1日以降に委託することになる者へ円滑に業務を引き継ぐこと。引き継ぎ者どうしの合意があれば、点検員や点検器具等を引き継ぐことも可能とする。